

第1章 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯と目的

旧沼津御用邸苑地は、平成28年（2016）10月に近代日本における海浜保養地の優れた風致景観を伝える事例として、国の名勝に指定された。

昭和44年（1969）に沼津御用邸が廃止された後、同45年（1970）に沼津市が同敷地を沼津御用邸記念公園（旧沼津御用邸苑地を含む）として開設した。苑地は、都市公園として管理運営しており、御用邸時代の建造物の改修に加え、公園施設の新設や植物の補植等を行ってきた。

国の名勝に指定されたことから、これまでの都市公園としてのみならず、名勝としてふさわしい保存と活用を図るため、旧沼津御用邸苑地保存活用計画策定委員会を設置し、保存活用計画を策定する。

第2節 計画の対象地

第1項 対象範囲

本計画の対象範囲は、主に名勝指定範囲とする。あわせて指定地に隣接する都市公園区域（沼津御用邸記念公園）も沼津御用邸の敷地であり、旧沼津御用邸苑地として一体的な保存と活用を図る必要があることから対象範囲とする。



〔図1-1〕対象範囲図（国土地理院 HP 地理院地図 電子地形図（2018.11.05 : <https://maps.gsi.go.jp/>）

第2項 指定の状況

平成28年10月に旧沼津御用邸苑地は名勝に指定された。指定理由は以下のとおりである。

種 別 名勝

名 称 旧沼津御用邸苑地（きゅうぬまづごようていえんち）

指定年月日 平成28年（2016）10月3日 文部科学省告示第141号

所在地 静岡県沼津市下香貫字島郷 同 善太夫

指定面積 95,371.29㎡

管理者 沼津市（平成29年3月6日付 文化庁告示第18号）

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）

名勝の部三（花樹、花草、紅葉、緑樹、などの叢生する場所）及び十一（展望地点）

説 明

旧沼津御用邸は、沼津市の狩野川河口東方の島郷海岸に位置する。島郷海岸は波静かな遠浅の海浜を成して白砂青松の風致景観を呈し、夏季は涼しい海風によって避暑地となり、冬季は西方の牛馱山^{うしぶせやま}と防風林が季節風を遮って避寒地となる。この地域は、北から東を香貫山^{かぬきやま}から徳倉山^{とくらやま}に続く低い山々が連なって背景を成し、南は海浜越しに伊豆半島北西部の山々と小島が点在し変化に富んだ海岸に臨んで、北西には香貫山の北側を蛇行しながら西に流れてきた狩野川が囲い込んで大きく南に曲がり駿河湾に注いでいる。

狩野川河口を挟んで西方の千本浜から東方の内浦湾^{うちうら}に至る海岸は近世以来の長大な松原が連担する景勝地で、東海道鉄道路線の敷設に伴って、明治22年（1889）、狩野川右岸の旧沼津城下に沼津停車場が開業されると前後して、帝都近郊の風光明媚な保養地として広く普及し、海水浴場が開設されたり、数多くの政財界人別荘のほか、臨海学校、旅館・ホテルなどが造営されたりするようになった。一方、この頃、宮内省は、皇太子・明宮嘉仁親王^{はるのみやよしひとしんのう}（後の大正天皇）の療養のために御用邸の候補地を調査し、この地域の御料林内に適地を求めた。明治26年（1893）4月に2町6反5畝16歩（約2.63ha）を御料局から内匠寮^{たくみりょう}に所管替えし、同年7月に御座所・御学問所等から成る最初の御用邸を竣工した。明治29年（1896）までに新御座所・玉突所を増築し、明治32年・33年には敷地を海岸まで拡大するとともに、洋館・玄関・車寄せ等を整備して、御用邸の中心となる本邸の区域が完成した。明治33年（1900）の皇太子成婚後、迪宮裕仁親王^{みちのみやひろひとしんのう}（後の昭和天皇）をはじめとする親王が誕生すると、伯爵・川村純義がその養育に当たるよう命じられ、川村の東京本邸や沼津御用邸西隣の川村の別荘に親王が長期間滞在することもあって、御用邸は皇室子弟の教育の場として整備されていった。宮内省は、明治36年（1903）に赤坂離宮東宮大夫官舎を本邸東側の敷地に移築し、学問所として東附属邸を建設したのに加え、明治38年（1905）には川村の別荘^{かしどころ}を買い上げて御所内の賢所附属建物を移築し、これに増築して親王滞在の御用邸として西附属邸を整備して、大正11年（1922）には、今日に伝わる本邸・東附属邸・西附属邸から成る沼津御用邸の敷地の全容が整った。この間、皇太子・親王らは長期に滞在することが多く、冬季には100日以上を沼津で過ごしたことも記録されている。

一方、沼津御用邸の中心となる本邸の建造物群が昭和20年（1945）7月の大空襲によって焼失したこ

となどもあって、戦後において長期間の皇室利用は減少し、昭和44年には御用邸は廃止されることとなった。建物等と15ha余りに及ぶ全敷地は宮内庁から大蔵省に移管され、翌45年には沼津市が大蔵省から無償貸与を受けて「沼津御用邸記念公園」として開設した。昭和49年には本邸跡地に歴史民俗資料館を設置したほか、昭和61年には海岸部が海岸保全区域に指定されて大蔵省から建設省に移管され、平成5年には沼津市が西附属邸と東附属邸の建造物の払い下げを受けて敷地を含めた整備を進め、海岸保全区域では津波対策として防潮堤が整備された。

旧沼津御用邸は、これらの旧本邸・東附属邸・西附属邸の3つを主な区域として、それぞれを塀で囲み、苑地全体の風致景観はクロマツ林を基調として、林内を巡る苑路や芝生地と美しい調和を成している。旧本邸と西附属邸の間には海浜に至る通路を設けて旧御用邸後背地と島郷海岸を繋ぎ、旧本邸と東附属邸の間に広がるクロマツ林は両邸の風致景観を連続させている。旧本邸や西附属邸の海浜沿いの林間からは、駿河湾の風光明媚とともに牛臥山の姿を窺う風情に優れ、西附属邸からはクロマツ林越しに富士山の美しい姿を望む。こうした苑地の全体は、西附属邸と東附属邸に保存されてきた建造物群のほか、敷地を囲む石積みの塀と門とともに、近代に造営された沼津御用邸の風致景観を優れて保持している。

以上のように、旧沼津御用邸苑地は、近代日本における近郊海浜保養地の優れた風致景観を伝える事例として重要であり、名勝に指定し、保護を図ろうとするものである。

出典：『月刊文化財 636号』平成28年9月号（文化庁文化財部 監修、第一法規株式会社 発行）

官報号外第218号 平成28年10月3日

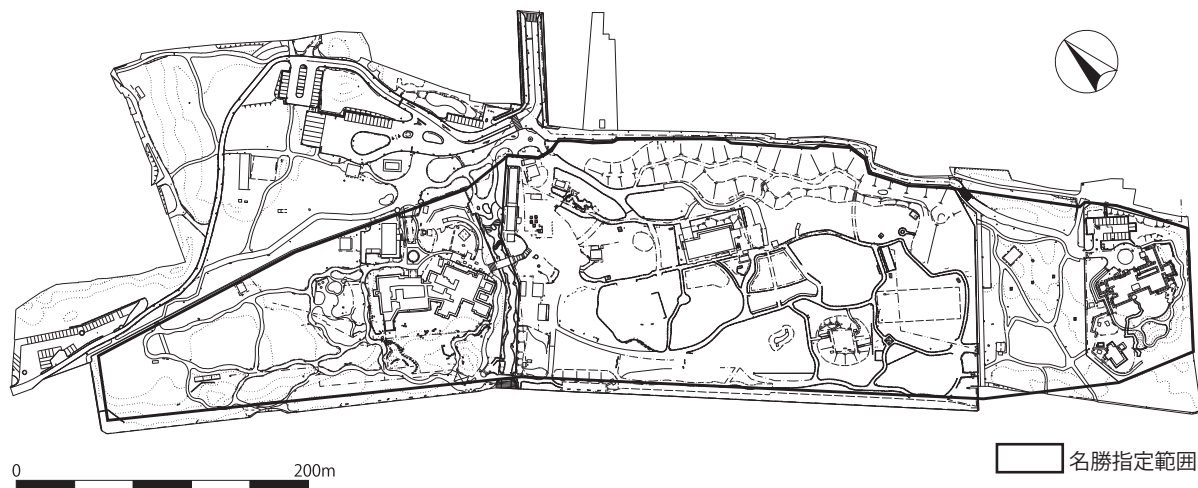
○文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣 松野 博一

名称	所在地	地域
旧沼津御用邸苑地	静岡県沼津市下香貫字島郷 同 善太夫字桃郷林	二八〇二番一のうち実測八二〇二三・九〇平方メートル 一一七番一



[図 1-2] 指定範囲図

第3項 指定に至る調査

文化財保護法において、名勝とは庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いものとして定義され、それぞれ保護の措置が講じられてきた。しかしながら、保護の必要が検討されないまま、都市化や開発により消滅や改変の危機に瀕している近世・近代の庭園・公園が存在することも事実である。このような背景から文化庁は、平成21年度から23年度に近代の庭園・公園を対象とする調査を実施している。

一方、静岡県は、平成25年（2013）6月に富士山が世界遺産に登録されたことにより、富士山の将来にわたる保全のため、定点観測によって展望景観の状態を把握するなど、経過観察指標を強化することをイコモス（ICOMOS、国際記念物遺跡会議）より求められ、富士山の展望地点に関する調査を実施している。

これらの調査結果をまとめた報告書において、千本松原や沼津御用邸記念公園は、文化財としての価値を評価され保護すべきものとして位置づけられている。

①『近代の庭園・公園等に関する調査報告書』（文化庁 平成24年（2012））

文化庁は、近代の庭園・公園等の人文的な名勝地を対象とし、全国的な所在調査の実施、一覧表の作成、評価基準の設定及び重要事例の選定を行い、評価及び保護の手法について検討した。国または地方公共団体による指定・登録の候補（ただし、それらの比較資料となるものも含む。また、地方公共団体により既に指定・登録されているものを含む。）となりうるものを1次選定事例とし、その中で今後、特に保護措置を充実させる必要性が高いと認められるものについて、重要事例として選定しており、沼津御用邸記念公園（旧沼津御用邸）も重要事例として選定されている。

②『名勝に関する総合調査—全国的な調査（所在調査）の結果—』（文化庁 平成25年（2013））

文化庁は、全国各地の未指定・未登録の風致景観及び近代以前の歴史的庭園等について、所在及び概要把握のための悉皆調査、今後保護の取組を進めるべき名勝地や評価・保護の手法などについての調査・検討、名勝地一覧表の作成を行った。名勝地一覧表には、沼津御用邸記念公園も掲載されている。

③『静岡県の名勝に関する特定の調査研究事業報告書』（静岡県教育委員会 平成27年（2015））

静岡県は、富士山の「芸術の源泉」としての研究をさらに深めるため、富士山に関する芸術作品が生まれるきっかけとなった展望地点の調査を実施した。調査地点の一つである千本松原のなかで沼津御用邸記念公園の自然や歴史、芸術作品が描かれた背景をまとめている。

④『旧沼津御用邸調査報告書』（沼津市教育委員会 平成28年（2016））

沼津市教育委員会は、上記報告書①を受け、保養地として成立した周辺地域の自然環境及び歴史的環境を把握し、保養地の先駆けとなった旧沼津御用邸の開設時から現在までの変遷を明らかにするとともに、都市公園として利用されている現在の園内の構成を捉え、名勝としての価値付けを明確化した上で、今後の保存・活用上の課題を明らかにしている。

第4項 指定地の所有・管理区分

【所有者】東海財務局

【管理すべき地方公共団体】沼津市

①指定地の所有

沼津御用邸記念公園は、東海財務局と無償貸付契約を締結している土地と、静岡県から海岸保全区域の占用許可を得て開設している。旧沼津御用邸苑地の指定範囲は、すべて東海財務局所有の土地である。無償貸付契約は、昭和44年（1969）以降5年ごとに更新している。

指定地を含む都市公園区域には、東海財務局と沼津市がそれぞれ所有する物件が存在している。

公園開設面積：156,000.00㎡

無償貸付面積：143,102.83㎡

②管理体制

沼津御用邸記念公園は、沼津市都市計画部緑地公園課が所管している。また、指定管理者制度を導入し、指定管理者による管理運営を行っている。



[図 1-3] 所有区分

第3節 関連する計画

本計画は、第4次沼津市総合計画ほか沼津市の行政計画と密接に関連しており、連携が求められる。上位計画である「第4次沼津市総合計画」及び「第2次沼津市都市計画マスタープラン」の下に、「沼津市緑の基本計画」「沼津市観光振興ビジョン」等の関連計画が位置付けられる。各計画における旧沼津御用邸苑地の保存と活用に関連する部分は以下のとおりである。

- 第4次沼津市総合計画（平成23年（2011）3月策定）

「人と環境を大切に作る県東部広域拠点都市・沼津」

沼津市の目指す将来の都市像を実現するため、「環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち」、「元気でいきいきと暮らせるまち」、「魅力と活力にあふれ、にぎわいに満ちたまち」の3つの方針に基づき、まちづくりを進めるための計画である。「緑豊かな空間づくり」において、身近な緑の保全や公園の整備について定めるとともに、「沼津の魅力発信」において、自然や歴史・文化資源などの魅力を掘り起こし活用を図ることや、「にぎわいの創出」において千本浜や沼津港、沼津御用邸記念公園などの観光スポットのネットワーク化を図ることを施策の基本方針として定めている。

- 第2次沼津市都市計画マスタープラン（平成29年（2017）1月策定）

「持続可能なまちづくり」

「沼津市総合計画」に掲げる将来都市像を都市整備の分野から実現するための計画である。「4つの視点のまちづくり（①中心市街地と各拠点の連携、②沼津駅周辺整備を中心とした中心市街地のまちづくり、③新たな交通基盤を活かしたまちづくり、④安全・安心のまちづくり）」を戦略的に展開することとし、基本戦略と整備誘導方針を定めるとともに、まちづくりの分野別方針を示している。旧沼津御用邸苑地の位置する南部地区は、沼津御用邸記念公園や海岸線の松林など豊かな自然環境を活かしつつ、暮らしやすい生活環境を維持するとともに、災害に強いまちづくりを推進し、安全に住み続けられるまちづくりに取り組むこととしている。

- 沼津市緑の基本計画（平成15年（2003）6月策定）

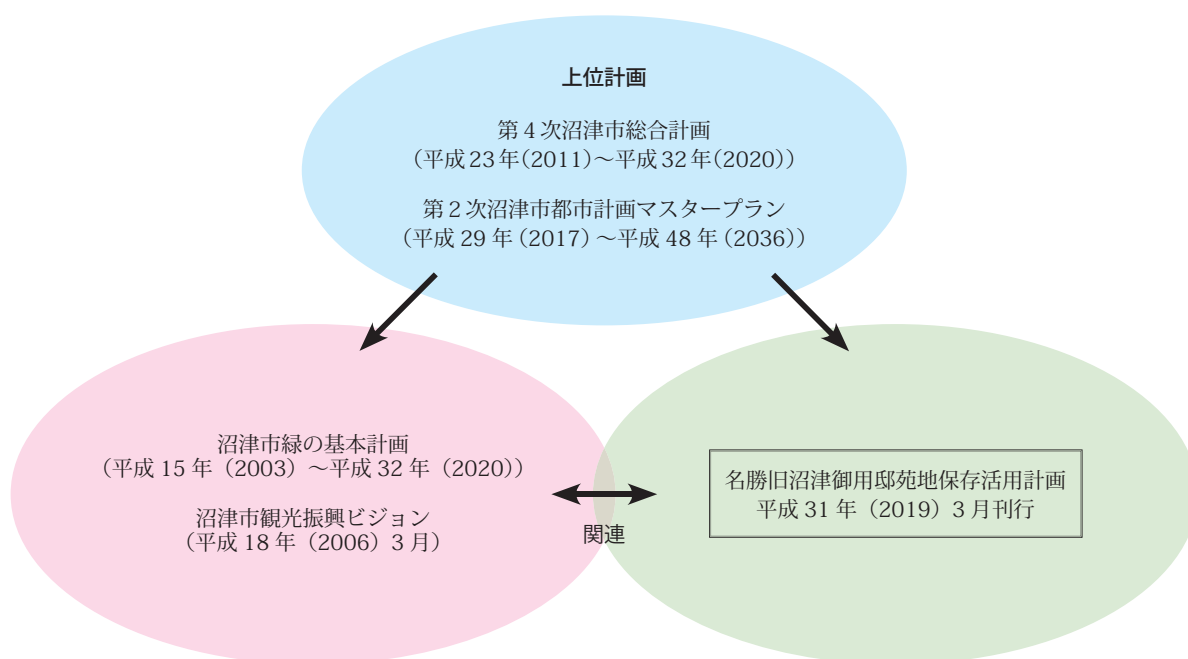
「水と緑、このかけがえのない恵みをまもり育てるまちづくり」

沼津市の緑についての将来あるべき姿と、それを実現するための施策を定めた総合的な計画である。基本理念のもと、「まもるみどり」「つくるみどり」及び「育てるみどり」の基本方針に基づき、緑のまちづくりを推進している。沼津御用邸記念公園を含む桃郷風致地区は、歴史性、文化性の高い風致を保全するとともに、公園の特性を活かし、市民が集い、交流する場として都市における緑の拠点整備を進めている。

● 沼津市観光振興ビジョン（平成18年（2006）3月策定）

「観光都市のブランド＝「沼津」の創出と向上」

観光指向の多様化や社会構造変化が進むなかで、観光振興をまちづくりに活かす取り組みが重要になってきたことから、官民あわせて観光振興を図るため、その共通の目標や行動指針を示した計画である。沼津御用邸記念公園は、歴史・文学資源の保全と活用に取り組み、高い知名度と関心を活かして、これからも重要な集客施設として保全と文化施設としての活用を図るとしている。



[図 1-4] 各計画と保存活用計画の関連性

第4節 委員会の設置と開催経過

第1項 事業体制

本計画を策定するにあたり、「旧沼津御用邸苑地保存活用計画策定委員会」を設置した。委員会は、庭園、宮廷建築、近代皇室史、樹木医学の学識経験者である4名の委員、行政機関及び関係者からなるオブザーバーによって構成され、事務局は沼津市都市計画部緑地公園課及び沼津市教育委員会文化振興課が務めた。

【名勝旧沼津御用邸苑地保存活用計画策定委員会】

委員長	丸山 宏	名城大学農学部教授	(庭園)
委員	浅羽英男	元宮内庁管理部工務課 総括補佐	(宮廷建築)
	小田部雄次	静岡福祉大学社会福祉学部教授	(近代皇室史)
	堀 大才	NPO 法人樹木生態研究会代表理事	(樹木医学)
オブザーバー	平澤 毅	文化庁文化財第二課 主任文化財調査官	
	菊池吉修	静岡県教育委員会文化財保護課 文化財管理班長	
	鈴木裕篤	沼津市歴史民俗資料館長	
	指定管理者	呉竹荘・日比谷アメニス共同事業体	

【事務局】

杉本一也	沼津市都市計画部	部長
松下藤彦	沼津市都市計画部緑地公園課	課長 (平成29年度)
杉山泰彦	沼津市都市計画部緑地公園課	課長 (平成30年度)
河野 浩	沼津市都市計画部緑地公園課	課長補佐 (平成29年度)
木村正人	沼津市都市計画部緑地公園課	課長補佐 (平成30年度)
稲葉宏和	沼津市都市計画部緑地公園課	利用推進係 係長
福田 隆	沼津市都市計画部緑地公園課	施設係 係長
深澤由紀	沼津市都市計画部緑地公園課	利用推進係 副主任
山田昭裕	沼津市教育委員会	教育次長 (平成29年度)
芹澤一男	沼津市教育委員会	教育次長 (平成30年度)
中島康司	沼津市教育委員会文化振興課	課長 (平成29年度)
原 将史	沼津市教育委員会文化振興課	課長 (平成30年度)
鶴田晴徳	沼津市教育委員会文化振興課	課長補佐 (平成29・30年度)
杉山好永	沼津市教育委員会文化振興課	課長補佐 (平成30年度)
依田貴芳	沼津市教育委員会文化振興課	文化財管理係 係長
浅田哲司	沼津市教育委員会文化振興課	文化財管理係 指導主事 (平成29年度)
山崎崇徳	沼津市教育委員会文化振興課	文化財管理係 主任 (平成30年度)

【土地所有者】

東海財務局 静岡財務事務所 沼津出張所

【コンサルタント】

株式会社 環境事業計画研究所

【植生調査】

株式会社 東日

第2項 委員会の開催経過

平成29年（2017）6月の第1回委員会から平成31年（2019）2月の第5回委員会まで、全5回の委員会を開催し、保存活用計画及び追加指定の検討、次年度事業計画等について検討を行った。

[表 1-1] 委員会の開催経過

	開催日時・場所	議題
第1回	平成29年（2017）6月1日 御用邸記念公園 東附属邸	<ul style="list-style-type: none"> ・植生調査について ・資料調査について ・保存活用計画について ・西附属邸の展示改修について ・牛臥海岸高潮対策事業について
第2回	平成30年（2018）2月8日 御用邸記念公園 東附属邸	<ul style="list-style-type: none"> ・資料調査について ・保存活用計画について ・牛臥海岸高潮対策事業について
第3回	平成30年（2018）6月4日 沼津市水道部庁舎 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・植生調査について ・保存活用計画について
第4回	平成30年（2018）10月15日 御用邸記念公園 東附属邸	<ul style="list-style-type: none"> ・植生調査について ・保存活用計画について
第5回	平成31年（2019）2月25日 御用邸記念公園 東附属邸	<ul style="list-style-type: none"> ・植生調査について ・保存活用計画について



[写真 1-1] 委員会の様子（第2回委員会）



[写真 1-2] 現地確認の様子（第2回委員会）



[写真 1-3] 委員会の様子（第3回委員会）



[写真 1-4] 委員会の様子（第5回委員会）

第5節 計画策定に伴う調査

本計画の策定に伴い、委員会の提言を受けて、地域の特性や歴史などを把握するため、植生調査及び資料調査を行った。

●植生調査

平成29年度と平成30年度にそれぞれ植生調査を行った。

平成29年度は、指定範囲内外に関わらず、保存活用を一体的に検討する必要があることから、計画対象範囲における植生状況を把握し、相観植生図を作成した。

平成30年度は、名勝指定基準であるクロマツの現状を把握するため、コドラート調査を実施した。調査範囲は、優先的に保全の必要があることから、名勝指定範囲内とした。

詳細な調査結果は第4章第2節第1項に記載する。

実施期間：平成29年（2017）10月～平成30年（2018）3月

平成30年（2018）10月～平成31年（2019）2月

実施方法：コドラート調査は、6地区に20m×25mのコドラートを設置した。調査項目は以下のとおりである。

- ・胸高直径（地上高1.3mで測定）を階級（10cm刻み）ごとに生育本数の計数
- ・高木層と判断した全クロマツの胸高直径、樹高、枝張り等の計測
- ・調査地区ごとに樹冠投影図の作成

●資料調査

沼津御用邸苑地の変遷を把握するため、主に宮内庁書陵部に保管されている史資料を調査し取りまとめた。資料としては、御用邸が造営された頃から、廃止されるまでの日誌や造営にあたっての図面等が多数確認された。資料リストは巻末に記載する。